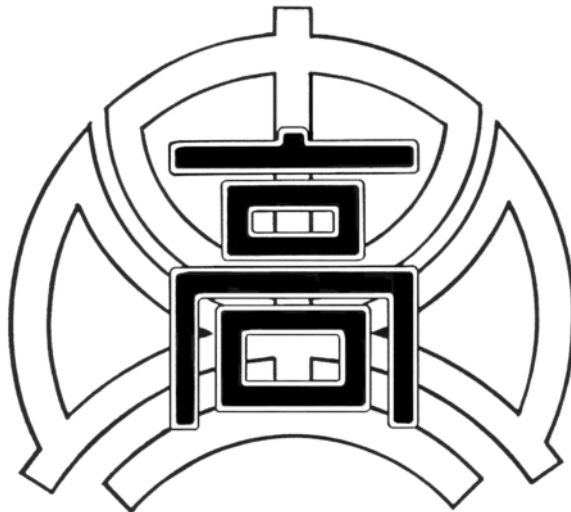


# いじめの防止のための学校基本方針



静岡県立静岡中央高等学校

## はじめに

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚することが重要です。また、学校においても、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係等をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。本校においては、生徒の実情に応じて、いじめの問題への対策を、本県の方針等を参考に、実効性のあるいじめ防止等のための基本的な方針を策定しました。

学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服していきます。

静岡県立静岡中央高等学校長

## 目次

はじめに

|    |                 |     |
|----|-----------------|-----|
| 第1 | いじめの防止等の基本的な考え方 | 1～2 |
| 1  | いじめの定義          |     |
| 2  | いじめの理解          |     |
| 3  | 基本的な考え方         |     |
| 第2 | いじめ対策委員会        | 2   |
| 1  | 構成              |     |
| 2  | 役割              |     |
| 第3 | いじめの未然防止        | 3   |
| 1  | 道徳教育等の推進        |     |
| 2  | 保護者や地域への啓発      |     |
| 3  | 教職員の資質向上        |     |
| 4  | 自主的活動の場の設定      |     |
| 5  | 配慮を要する生徒への支援    |     |
| 6  | 学校評価による取組の改善    |     |
| 第4 | いじめの早期発見・早期対応   | 3   |
| 1  | 生徒の実態把握         |     |
| 2  | 相談体制の整備         |     |
| 第5 | いじめに対する対応       | 4   |
| 1  | 事実確認            |     |
| 2  | 組織的な対応          |     |
| 3  | 県教育委員会への報告      |     |
| 4  | 支援、指導、助言、配慮     |     |
| 5  | 関係機関との連携        |     |
| 6  | 懲戒              |     |
| 第6 | 重大事態への対処        | 5   |
| 1  | 重大事態のケース        |     |
| 2  | 重大事態についての調査     |     |
| 3  | 情報の提供           |     |
| 4  | 報道への対応          |     |

付表 重大事態対応フロー図 いじめ対策年間計画、いじめ事案の対応

## 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

－有徳の人を目指し、自分を律し、他を思いやることのできる豊かな心と健康な身体の育成－

いじめの認知については、件数の多いことが学校やゼミに問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉える。いじめの存在を把握しなければ対応へとつなぐことができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つ。

「いじめをなくすこと」は、子ども、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いであり、いじめをなくすために、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組んでいく。学校は、国及び県のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定め、ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討していく。

### 1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。以下のことが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられる、遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

### 2 いじめの理解

いじめは、誰にも、どこでも起こりうるものであり、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることがある。

また、クラスや部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり、問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり、面白がつたりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない生徒がいる

ことにも気をつける必要がある。

### 3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、誰にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切であり、いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなってくる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、地域全体で、いじめの未然防止に取り組んでいく。

#### (1) 早期発見

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。また、定期的なクラス担任と生徒との面談やアンケート調査を実施したり、子どものストレスの状況を確認したりするなど日ごろから

生徒の実態を把握する。

#### (2) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ対策委員会に報告し、情報を共有し、組織的対応につなげる。

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等で状況に応じて連携し、速やかに協力して対応する。

いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応する。

#### (3) 関係機関等との連携

状況によっては、関係機関と連携する。

日頃から情報共有体制をつくり、学校と警察や児童相談所、医療機関等の専門機関と連絡を密にする。

また、人権啓発センター等の相談窓口について、生徒や保護者等へ周知する。

## 第2 いじめ対策委員会

### 1 構成

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、年次主任、教育相談室長、人権担当、養護教諭、また、必要に応じてクラス担任や部活動顧問等、関係の深い教職員又はスクールカウンセラー（臨床心理士等）が参加する。

### 2 役割

(1) 取組方針の企画立案等、定期的な打合せ及び緊急会議(重大事態の発生時)

- (2) 情報の収集、記録、共有（学校生活アンケート、個別面談等）
- (3) いじめ事案発生時の対応（通報や相談、重大事態の発生）

※教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。

### 第3 いじめの未然防止

いじめをなくすためには、学校及び地域全体で、生徒一人一人が自分を大切に思う自尊感情を高め、規範意識や互いを尊重する人権感覚を育て、健やかでたくましい心を育てていかなければならない。

学校では、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、個性や違いを認めえるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

家庭では、子どもとの関わりや対話を大切にする。

また、学校が地域へ協力を依頼し、連携しながら、生徒を温かく、時に厳しく見守っていく。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めていく。

#### 1 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

#### 2 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

#### 3 教職員の資質向上

事例をもとに事案対処に関する研修を行い教職員の資質能力の向上を図る。

#### 4 自主的活動の場の設定

クラス活動等を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てる。

#### 5 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

#### 6 学校評価による取組の改善

学校のいじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

## 第4 いじめの早期発見・早期対応

### 1 生徒の実態把握

日常的な観察を基盤に、クラス担任と生徒との面談やアンケート調査を実施し、生徒の実態を把握する。

### 2 相談体制の整備

教育相談室と保健室が連携をとるとともにスクールカウンセラー（臨床心理士）の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

## 第5 いじめに対する対応

### 1 事実確認

いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、生徒課、教育相談室、養護教諭等の関係教職員で早期に事実確認を行う。

### 2 組織的な対応

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ対策委員会を招集し、支援、指導、助言等について検討する。必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、医療機関等の専門機関の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

※いじめが「解消している」状態とは

①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでいる。

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

の2点が満たされていることが必要。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要。

### 3 県教育委員会への報告

いじめが確認された場合、県教育委員会へ報告をする。

### 4 支援、指導、助言、配慮

#### (1) 支援

いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、いじめを行った生徒とかわることがないようにするなど配慮する、また、教育相談室・保健室の利用やスクールカウンセラーへの相談を促すなど、心のケアにも十分注意する。

保護者へは速やかに事実を伝え、学校の指導方針と具体的対策を示し継続的に支援する。

#### (2) 指導、助言

いじめを行った生徒に対して、教育的配慮のもと、いじめは許さないという方針で指導を行う。

保護者へは速やかに事実を伝え、学校の指導方針と具体的対策を示し継続的に指導、助言する。

### (3) 配慮

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間でトラブルが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な配慮をする。

## 5 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、医療機関等の専門機関の協力を得る。

## 6 懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

## 第6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、「第5いじめに対する対応」とともに以下の事項を適切に行う。

### 1 重大事態のケース

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。(年間30日以上を目安とする。)

あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

(3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

### 2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、指導・支援を受ける。

速やかにいじめ対策委員会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

なお、生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

### 3 情報の提供

県教育委員会の指導・支援を受け、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係等の情報を提供する。

また、状況に応じて、いじめを受けた生徒及び保護者の気持ち、要望や意見に十分配



慮しながら、全校集会や保護者会（P T A・後援会の会長への報告後）を開いて正確な情報を生徒や保護者に伝えることや県こころの緊急支援チーム（C R T）の派遣要請を行うこと等、他の生徒及び保護者の支援に努める。

#### 4 報道への対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。